平成２９年（フ）第１７９号
茨城県牛久市柏田町3050番地19
債務者　高見　美保
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
千葉県山武市和田344番地７
債務者　小澤　典子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
福井県三方郡美浜町佐柿第43号６番地　小倉住宅132号、前住所福井県三方郡美浜町菅浜第90号11番地
債務者　小野寺文雄
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２１４号
長野県塩尻市大字片丘4821番地２　県営住宅君石団地２－109
債務者　青木　邦彦
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２２０号
長野県大町市大町5384番地４
債務者　成沢　卓馬
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１００３号
大阪府高石市綾園３丁目13番３－408号
債務者　池田屋こと　池田　康弘
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１６号
大阪府河内長野市汐の宮町５番54　メゾンジャスティスＣ　105、住民票上の住所大阪府和泉市光明台２丁目12番９号
債務者　狭間　美穂
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４３号
大阪府河内長野市西之山町８番５号
債務者　山下　絢女
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４４号
大阪府河内長野市西之山町８番５号
債務者　山下　耕平
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５２号
堺市南区宮山台４丁９番１号
債務者　松岡　美希
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５７号
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅲ－617
債務者　沢埜　　忍（旧姓樫葉）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５８号
大阪府松原市天美北２丁目15番10号
債務者　田神　利浩
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０６２号
堺市北区新金岡町３丁８番２－409号
債務者　森田　　勝
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０７２号
大阪府藤井寺市国府３丁目１番31号
債務者　細川さや香
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０７３号
堺市堺区田出井町１番２－609号
債務者　松口　幸治
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０８５号
堺市南区晴美台３丁14番７－101号
債務者　奥田　浩二
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０８６号
堺市南区晴美台３丁14番７－101号
債務者　奥田　美雪
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係